

仙台市 農政だより

2019年 春号



【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)



あすへの挑戦 農業の収益性向上

○6次産業化推進

民間事業者が行う6次産業化や農商工連携の拠点施設整備や新たな取り組みへのチャレンジを支援するほか、農産物の高付加価値化、消費拡大につながる新たな加工品開発やビジネスモデルの構築・実証等に取り組みます。

○地産地消推進

消費者へ農産物や生産者についての情報発信を行うほか、各種イベントや広報物を活用した地産地消の啓発などを通して、仙台産農産物の地元での消費を促進します。

○拠点施設活用

せんだい農業園芸センターについて、農業者等の人材育成及び市民が農と触れ合える拠点施設としての活用を進めます。

○高付加価値農業推進

環境にやさしい農業の推進や野菜・花き・畜産の振興など、農業の高付加価値化に向けた取り組みを支援します。



効果的で安定的な経営

多様な経営体の育成と農地の有効利用

○農業担い手総合支援

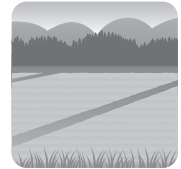
地域農業の中心的な役割を担う集落営農組織、認定農業者、女性農業者や次世代を担う新規就農者など、幅広い担い手への支援を実施します。

○水田フル活用推進

需要動向を踏まえた米の計画的な生産を推進するため、担い手農業者等を支援する経営所得安定対策の円滑な実施のほか、農地中間管理機構等を通じた農地の集積・集約を進めます。

○経営体育成

集落営農組織の法人化や法人経営の多角化・複合化を支援し、競争力の高い農業経営体を育成します。



○東部地域農業生産基盤整備

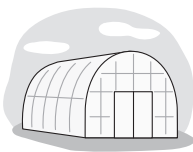
大区画化された農地を担い手に集積・集約し、生産性の向上を図るための支援を実施します。



次世代に向けた基盤づくり 生産基盤の確保

○農業用施設管理

農業用施設を適切に維持管理するため、施設管理委託や修繕等の工事を行います。



○農業用施設整備

地域内の用排水路の改修整備やため池などの施設を整備し、生産基盤を強化するとともに災害に強い農村環境の向上を図ります。

○土地改良事業

良好な営農条件確保のため、ほ場整備事業の基礎資料策定や基盤整備事業費の負担、土地改良区が実施する小規模事業への補助金の交付を行います。

○水管理システム整備

仙台東土地改良区及び名取土地改良区を対象に取水、分水に関する水管理の自動化を図り、集中管理システムによる効率的な水利用と省力化に取り組みます。

“農”と“生活”のつながり 多面的機能の維持・発揮

○多面的機能維持

国の日本型直接支払制度を活用し、地域の基礎的保全活動や中山間地等での耕作放棄地の発生を抑制するための地域共同活動等を支援します。



○有害鳥獣対策

野生鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、防護柵の設置支援等と併せて地域ぐるみの捕獲対策の推進など捕獲体制の充実を図ります。

○森林管理

市有林の経済的価値の向上と森林の公益的機能の維持に取り組みます。

○林業振興

森林施業実施による森林の多面的機能の発揮と森林環境保全を図るため、松くい虫やナラ枯れの原因となる病害虫の駆除を実施するとともに、施業に必要な森林経営計画策定などに対する補助を行います。また、新たな森林管理システムの円滑な運用により私有林の整備促進を図ります。

○林業基盤整備

林業の生産基盤の整備や適正な維持管理を行うことにより、生産性や森林の経済価値の向上を図ります。



農地中間管理事業を活用する農地の貸付希望者を募集します

令和2年度の作付に向けて、農地中間管理事業を活用し、農地の貸し付けを希望する方の申込みを受け付けます。

農地中間管理事業では、宮城県農地中間管理機構(公益社団法人みやぎ農業振興公社)が、農地の貸付希望者から農地を借り受けて集積し、地域の担い手へ農地の貸し付けを行います。

所有する農地への作付を行う予定のない方や農地の貸付先が見つからない方は、機構への農地の貸し付けをご検討ください。

対象農地	仙台市内の農業振興地域内の農地
貸付期間	原則10年以上
受付期間	①令和元年5月7日(火)から6月6日(木)まで ②令和元年8月15日(木)から9月17日(火)まで
問い合わせ先 及び申し込み先	JA仙台中央営農センター 電話：022-289-2914 JA仙台西部営農センター 電話：022-391-0150
その他	上記受付期間外でも申込みは受け付けておりますが、受付期間の最終日を過ぎたものは次回受付期間分の取扱いとなります

【注意事項】

- ①貸付先(耕作者)の選定は、機構に一任となります。貸付先を指定することはできません。
- ②農地として利用が著しく困難な場合や、借受希望者が見つからない場合は、機構が農地を借り受けないことがあります。
- ③仙台市外の農地の貸し付けを希望する場合は、農地が所在する市町村にお問い合わせください。

【農業振興課担い手育成係(電話：214-7327)】

農業委員の欠員補充を行います

仙台市農業委員会の委員について、認定農業者等に該当する委員の欠員補充のための公募を下記のとおり行います。

主な職務内容	毎月の総会に出席し、農地の権利移動の許可などについて審議し、決定等を行う。 また、農地利用最適化推進委員と連携し、農地パトロールなどの現場活動を行う。 ※職務内容の詳細については、仙台市農業委員会事務局へお問い合わせください。
推薦・応募資格	次の①②の両方に該当する方 ①認定農業者である個人又は認定農業者である法人の業務を執行する役員等 ②農業に関する識見を有し、農地利用の最適化(※)の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方 (※)農地利用の最適化とは 担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、農業への新規参入の促進などを指します。
任期	市長による任命の日から前任者の残任期間である 令和3年7月14日まで
報酬(月額)	63,000円
募集人数	1人
募集期間	令和元年5月20日(月)から6月21日(金)まで(必着)

推薦・応募書類を持参又は郵送により、下記へ提出してください。

〒980-8671 仙台市経済局農林部農政企画課(青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階)

農政企画課、農業委員会事務局及び各区役所・各総合支所窓口等で配布している募集要項と推薦・応募書類をご覧ください。また、募集要項と推薦・応募書類は市ホームページからもご確認いただけます。

【農政企画課企画調整係(電話：214-8265)】

【農業委員会事務局事務課振興係(電話：214-4308)】

イノシシ等による農作物被害の対策を支援します

仙台市農作物有害鳥獣対策協議会では、イノシシ等による農作物被害の防止対策を行う団体等に対して、侵入防止柵の設置をはじめとする自主防除に必要な経費の一部補助を実施する予定です。

○助成の内容

対象	助成額
(1) 農作物被害防止施設(電気柵等)の設置	ア：防除用施設の延長が連続して概ね1,000m以上の場合 事業費の3分の2以内(1,000mあたり33万円を限度) イ：ア以外の場合 事業費の3分の1以内(100mあたり3万円を限度)
(2) イノシシ用捕獲檻(クマ脱出口付)	購入経費の2分の1以内(1基あたり6万円を限度)
(3) 狩猟免許(わな)試験講習会受講料に対する助成	1人1回限り 7,000円
(4) 狩猟免許(銃)試験講習会受講料に対する助成	1人1回限り 7,000円
(5) 猟銃等初心者講習会受講料に対する助成	1人1回限り 6,800円

※(3)と(4)の助成を同時に受ける場合は合計7,500円

事後申請は助成の対象となりませんので、事業実施前の申請をお願いします。

○事業対象者

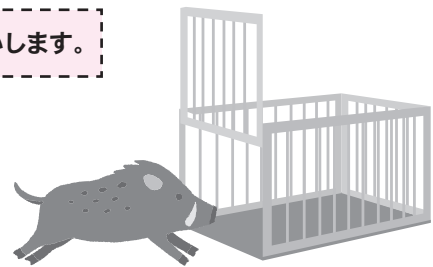
農業者等が組織する団体(3名以上)等
※「助成の内容」の(4)と(5)は農業者に限定しません。

○事業開始予定

補助の受付は令和元年6月中旬から始まる予定です。

6月中旬以降に仙台市農作物有害鳥獣対策協議会のホームページ(<http://www.inocc.jp/>)をご覧くださいか、下記の問い合わせ先までお電話でご連絡ください。

【農業振興課地域支援係(電話：214-8334)】



農業サポーターの利用者を募集します ～みのりの会より～

みのりの会は「仙台市農業サポーター養成講座(せんだい農楽校)」で農業の基礎を学び、現場で実習を重ねた方々で組織されています。昨年修了した15期生から14名を加え、男性65名・女性29名の会員が、農業者からの依頼を受け、農作業の支援を行っています。

【主な活動内容】

たい肥づくり・散布、果樹剪定、播種、定植、除草、収穫、出荷調製、田植え、稲刈り等の農作業全般

2時間程度の作業から長時間作業まで、必要な時にさまざまな作業をサポートします。農業サポーターの利用や費用についてのご相談は下記へご連絡ください。

【仙台ターミナルビル(株)荒井事業所
(電話：762-9667)】

野菜・花き用パイプハウスの設置を助成します

野菜・花きを生産するためのパイプハウス設置にかかる費用の一部を助成します。

【対象者】

認定農業者、認定新規就農者、エコファーマー

補助率、事業要件等内容の詳細については、下記へお問い合わせください。

今年度中に施設を設置予定で助成を希望される方は、6月5日(水)までに事前調査票(※)を下記へ提出してください。

(※)事前調査票は下記のほか、JA仙台各営農センターでも配布しています。

【農業振興課担い手育成係(電話：214-7327)】

「仙台市旬の香り市」に出店しませんか

「仙台市旬の香り市」は、市民の方々に新鮮な地場産農産物や農産加工品の販売を通して、仙台の農業を理解していただくために開催している直売会で、仙台市と市内の農業者等で構成する「仙台市旬の香り市実行委員会」が主催しています。

平成30年度は、勾当台公園グリーンハウス勾当台前で4月から11月まで月2回、せんだい農業園芸センターでは3月から10月に開催されるイベントに合わせて30回開催しました。

市内の農業者や農業者の団体で「仙台市旬の香り市」に出店を希望される方は下記までご連絡ください。

また、「仙台市旬の香り市」に限らず、各種イベント等での直売に参加を希望される方は下記までご連絡ください。



【農政企画課農食ビジネス推進室(電話：214-8266)】

大沼周辺清掃美化活動を行いました

3月16日、平成30年度に発足した「仙台東地区管理体制整備推進協議会」(仙台東土地改良区、宮城県土地改良事業団体連合会、宮城県、仙台市)の主催により、大沼周辺清掃美化活動を行いました。好天にも恵まれ1時間半の作業で約700kgのゴミを回収しました。

大沼は、ため池としての機能をもつ農業用水利施設でありながら、県内有数の水鳥飛来地であり市民の憩いの場となっています。



仙台東土地改良区HP

美化活動後は、参加者による揚水機場の見学を行うとともに、協議会から仙台東地区で収穫されたお米とおにぎりを配布しました。協議会では、今年度も大沼をはじめとする農業用水利施設への理解や関心が高まる取組みを推進していきます。



【農林土木課ほ場整備推進室(電話：214-7328)】

農作業事故を防ぎましょう

今年の春の農作業安全確認運動は、「**まずはワンチェック、ワンアクションで農作業安全**」を重点推進テーマに掲げています。以下の項目を確認・実践し農作業の安全を心がけましょう。

○トラクター乗車時にはシートベルト、ヘルメットを着用しましょう。

○駐停車したトラクターが勝手に動き出し、転落事故などが発生した事例があります。駐停車をする時は、駐車ブレーキを確実にかけましょう。

○気温の上がる5月頃より、熱中症による事故の発生が多くなることから、作業前・作業中の水分補給、こまめな休憩をとりましょう。

○刈払機は使用前に刃の固定を確認するなどの点検を実施し、飛散カバー等の安全装置を装備して適切に使用しましょう。



【農業振興課生産振興係(電話：214-8335)】

【発行】仙台市経済局農林部(農政企画課、農業振興課、農林土木課)

〒980-0803 青葉区国分町3丁目6番1号 表小路仮庁舎(仙台パークビル9階)

電話 022-214-8265 FAX 022-214-8338 (農政企画課)

◆Eメール kei008110@city.sendai.jp (農政企画課)

◆H P <http://www.city.sendai.jp/kurashi/shizen/norinsuisan/index.html>



仙台市農林水産業
ホームページ